**宮城県ママさんバレーボール連盟細則**（案）

宮城県ママさんバレーボール連盟規約第５章第１８条により本連盟の運営上必要とされる登録規定、審判規定、大会規定を次のように定める。

**【登録規定】**

チーム及び構成員は、連盟所定の登録手続きをしなければならない。

1. 登録資格は宮城県に居住する女性であること。

但し、独身者は２０歳以上とし、３名登録することができる。

２．登録は毎年４月１日に始まり、翌年３月３１日に終わる。

　　　年齢が明記されているものは、誕生日の翌日に登録することができる。

　３．チーム登録は、⑴一般の部・⑵いそじの部・⑶ことぶきの部とする。

　　　また、複数の部に登録することができる。

（１）一般の部

①チーム登録は、同一市・郡に居住する人で構成すること。

　　　　　但し、５５歳以上の人については、この限りではない。

②チームは、登録地区を決定しなければならない。

　　　　　また、当該登録チームの代表者は、その登録地区内の人でなくては

　　　　　ならない。

　　　　③居住区外の人について

　　　　　登録地区が「仙台市」のチームは、３名まで登録することができる。

　　　　　登録地区が仙台市を除く「市・郡」のチームは、５名まで登録する

ことができる。

　　　　④地区外登録（県登録チームが無い「市町村」）については、理事会での承認を必要とする。

（２）いそじの部

チームは、県内に居住している５０歳以上で構成すること。

　　（３）ことぶきの部

チームは、県内に居住している６０歳以上で構成すること。

４．チーム登録及びすべての追加登録は年度内いつでもできる。但し、大会に参加する監督・コーチ・マネージャー・選手の追加登録は、代表者会議までとする。

５．登録時のチーム名はその年度内は変更できない。

６．登録時のチーム代表者はその年度内は変更できない。但し、転居・退部

の場合を除く。

７．チーム構成員の登録の変更（追加・退部・住所等）は、連盟所定の「登

録変更届」に必要事項を記入の上、代表者が提出しなければならない。

８．連盟に登録したチームの選手は、原則としてその年度内は、他の登録チ

ームに移籍できない。但し、一般の部に登録している人が、登録地区外

に転居の場合は除く。

９．チームの登録構成は、次のとおりとする。

①チームの選手登録人数は、２０名以内とする。

②選手登録は、一般の部・いそじの部・ことぶきの部、それぞれの部1

チームに限る。

③監督・コーチ・マネージャーとしての登録及び参加は、複数チームでもよい。但し、同一組合せ及び同日試合の場合の参加は、１チームに限る。また、選手が他チームの監督・コーチ・マネージャーを兼ねる場合も同じである。

④コーチ・マネージャーは、各１名とする。

⑤チーム内で選手は監督・コーチ・マネージャーを兼ねることができる。

|  |
| --- |
| **罰　　則** |

１．【登録規定】【大会規定】に違反をしたチームと構成員は、原則として違反判明日から一年間各種大会に参加できない。

２．上記以外の違反については、理事会で審議する。

**【審判規定】**

　１．本連盟の認定講習会を受講し認定された人が、公認審判員として登録できる。

　２．他県からの転入審判員については、他県の連盟または協会の公認を有効とし登録できる。

　３．公認審判員は、毎年本連盟の審判研修会を受講しなければ、その年度は活動できない。

各種届けの提出先は、「連盟理事長宅」とする。

本連盟細則は、昭和５５年度より適用される。

昭和60､61､62､63､平成元年､2､3､4､6､7､8､9､13､15､18､19､21､22､23､24､26､27、28、29､31､令和2､3､4､5年度(2023年度)一部改正

宮城県ママさんバレーボール連盟